

# 檜原村里帰り等定期予防接種費用助成金交付要綱

令和8年4月1日

要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、里帰り出産等の理由により、檜原村（以下「村」という。）が指定する医療機関において、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に規定する定期予防接種（以下「予防接種」という。）を受けることができなかった者に対し、予防接種の費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の発生及びまん延の防止を図ることを目的とする。

(対象となる予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種の種類は、法第2条第2項に規定するA類疾病の予防接種とする。

(助成被接種者)

第3条 予防接種の費用の助成を受けることができる者は、予防接種の接種日において村内に住所を有する者で、次の各号のいずれかの理由で、村と委託契約を締結した医療機関（以下「契約医療機関」という。）以外の医療機関で予防接種を受ける者（以下「被接種者」という。）とする。

- (1) 里帰り出産のため長期に村外に滞在している場合
- (2) 予防接種を受ける者が契約医療機関以外の医療機関等に長期入院等をしている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特別な理由があると認める場合

(助成金額)

第4条 助成金の額は、予防接種に要した費用とする。

(予防接種実施依頼書の交付申請)

第5条 被接種者は、契約医療機関以外の医療機関で予防接種を受けようとするときは、あらかじめ檜原村里帰り等定期予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）により村長に申請しなければならない。

(予防接種実施依頼書の交付)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認める場合には、檜原村里帰り等定期予防接種実施依頼書（様式第2号）を被接種者に交付するものとする。

(接種方法)

第7条 被接種者は、予防接種を受けようとする医療機関（以下「接種医療機関」という。）に予防接種実施依頼書を提出し、予防接種を受けるものとする。この場合において、被接種者は、予防接種に係る費用の全額を接種医療機関に支払うものとする。

(助成の交付申請)

第8条 予防接種の費用の助成を受けようとする者は、予防接種を受けた日から1年以内に檜原村里帰り等定期予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第3号）に関係書類を添えて、村長に申請しなければならない。

(助成の交付決定等)

第9条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、助成の可否を決定し、檜原村里帰り等定期予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした被接種者へ通知するものとする。

(交付)

第10条 村長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付する。

(決定の取消し)

第11条 村長は、助成金の交付決定を受けた被接種者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 接種費用の額の過誤が確認されたとき。
- (3) その他村長が特に必要があると認めたとき。

(助成金の返還)

第12条 村長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。